

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、こども医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	熊谷市こども医療費の助成に関する条例及び熊谷市こども医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、こども医療費の支給を行う。 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①医療費の助成に関する事務 ②医療費の受給資格の登録に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・熊谷市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・熊谷市個人番号の利用に関する条例第3条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊谷市こども健康部こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの住登外情報については、対象者を確定した上で情報を入手している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月25日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月25日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年12月25日	Ⅳ リスク対策 6 情報ネットワークシステムとの接続	接続する(提供)	接続しない(提供)	事後	
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	新設
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して 手作業が介在するが、いずれの局面においても 複数人での確認を行うようにしており、人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分であ ると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情 報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄 等	事後	新設
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 9.監査 実施の有無	「自己点検」	「自己点検」「内部監査」「外部監査」	事後	
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	-	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新設
	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更の ため
	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更の ため
令和7年12月5日	Ⅰ 関連情報 ②事務の概要		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務の追加	事前	PMH対応のため
	Ⅰ 関連情報 ③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 医療助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH対応のため
令和8年3月31日	②事務の概要		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務の追加	事前	PMH対応のため
令和8年4月1日	Ⅰ 関連業務 5. 評価実施機関における担	熊谷市福祉部こども課	熊谷市こども健康部こども政策課	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事前	
令和8年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事前	
令和8年4月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である ・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの住登外情報については、対象者を確定した上で情報を入手している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を実施している。	事前	